

第5回 人と動物との共生推進のための連携協議会 議事録

▽日 時

令和5年1月23日(月曜日) 19:00～21:00

▽会 場

世田谷区役所 ブライトホール(第3庁舎3階)

▽出席者

柿沼委員長、濱野委員(オンライン参加)、藤井委員、鈴木委員、田矢委員、金木委員、田島委員、濱田委員、河野委員(オンライン参加)、有馬委員、望月委員、向山委員(欠席:玉野委員、田中委員)

▽事務局

世田谷保健所副所長、世田谷保健所生活保健課長

世田谷保健所生活保健課生活保健担当

▽次 第

1 開会

2 挨拶

3 報告事項

(1)世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン(第2次)案について

(2)飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用助成の追加について

4 協議事項

(1)世田谷区動物連絡員制度の愛称について

(2)令和5年度人と動物との共生推進のための連携協議会について

(3)その他

5 閉会

▽資 料

資料1-1 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン(第2次)の案について

資料1-2 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン改正案(概要)

資料1-3 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン改正案

資料2-1 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用助成の追加について

資料2-2 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用助成 制度概要

資料3 世田谷区動物連絡員制度の愛称について

資料4 令和5年度人と動物との共生推進のための連携協議会について

資料5 咬傷事故件数について

参考 第4回 人と動物との共生推進のための連携協議会 議事録

○松本副所長

定刻前ではありますけれども、皆さんおそろいですので、始めさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

それではただいまより、第5回世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会を開催させていただきます。前回に引き続き、本日の全体の進行役を務めさせていただきます、世田谷保健所副所長の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は会場にお越しの委員の方、それからオンラインで参加の委員の方がいらっしゃいます、ハイブリッド会議となります。なお参加された委員は12名です。本日、玉野委員、それから田中委員は所用により欠席の旨の連絡を受けております。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに事務局より紙配布資料の確認をさせていただきます。

○佐藤課長

皆さんこんばんは。

それでは配布資料の確認をいたします。本日の資料は事前にお送りした資料1から資料5までと、本日机上配付している参考資料が一つとなります。

まず資料の確認からいたします。まず次第、白の1ページのものになります。

次に資料1-1、世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン案について、こちらのクリップ留めになっておりますピンク色の資料が資料1-1。次に、横長A4のカラーのものが資料1-2。それから複数ページで綴じてあるこちらが資料1-3となります。

続きまして、資料2-1、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成の追加についてということで、こちらが黄緑色の紙になります。続きまして、資料2-2、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成制度概要。ホチキス留めの横長カラー印刷のものになります。

続いて資料の3、世田谷区動物連絡員制度の愛称についてというものになります。それから資料4、令和5年度人と動物との共生推進のための連携協議会について。それから最後が、資料5と書いております参考資料で、咬傷事故件数についてということになります。

最後に参考資料として、第4回人と動物との共生推進のための連携協議会議事録というものがついているかと思えます。資料は以上になります。不足の資料がございましたら挙手でお知らせいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

○松本副所長

それでは続きまして、次第の2のご挨拶の方を、委員長の柿沼先生よりいただければと思います。委員長、よろしくお願いいたします。

○柿沼委員長

皆様、新年明けましておめでとうございます。本日もお集まりいただきましてありがとうございます。日本獣医生命科学大学の柿沼でございます。本日代表してご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しいところ、またお寒い中を、第5回世田谷区人と動物の共生推進のための連携協議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

第5回となる本協議会ですが、当初予定されていた回数となりました。これまで共生推進プランの改定を中心

に、議論を行って参りましたが、本協議会が各分野の情報交換の場としても大変有意義なものとなったと考えております。

世田谷区人と動物の調和のとれた共生推進プランの改正案については、昨年12月に区役所内の区長出席の会議にて議論が行われたと聞いております。

いよいよ共生推進プランの改定も最終段階になります。本日も委員それぞれの専門分野からの意見交換が行われることを期待しております。

委員の皆様とともに世田谷区が進める地域における人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、本協議会での議論を実りあるものと思えばと考えております。

簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。

○松本副所長

ありがとうございました。それでは次第3の報告事項に移りたいと思います。

限られた時間となりますので、委員の皆様には会議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

ここからの議事進行につきましては、柿沼委員長にお願いしたいと思います。それでは委員長、よろしくお願いいたします。

○柿沼委員長

わかりました。それでは、次第3(1)世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン(第2次)案について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤課長

それでは資料1-1、世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン(第2次)案についてご報告いたします。資料1-1、ピンク色の資料をご覧ください。

第4回連携協議会で協議させていただきました。共生推進プラン(第2次)案について、それ以降の議論で変更した点を中心にご報告いたします。

前回協議会からの主な変更点をご覧ください。目標数値の変更について、資料1-3ですと、8ページになります。こちら、変更部分は赤字で記して表記しております。

1点目、目標1ですが、区民と動物が安心できるコミュニティ形成の目標数値について、区政モニターアンケートの速報値が出ましたので、平均59.87点、回答が179件ございました。そこから現況60点と、令和13年度の目標数値75点以上ということで、追加をいたしました。これは参考までに0点から50点の総80点に持っていければ、目標達成可能な数値となります。

2点目、目標2、人と動物との共生推進事業の推進の目標について、前回協議会でご意見がございました。世田谷区動物連絡員の登録人数を56名から目標人数を変更し、世田谷区の成人人口76万人から、1万人当たり1名として76名と改めました。各まちづくりセンターあたり2名から3名というような形になります。

それから資料1-1(2)世田谷区動物連絡員制度の概要について、ピンクの資料の方に戻っていただきまして、世田谷区動物連絡員制度の概要についてです。

概要については、資料が行ったり来たりで大変恐縮ですが、共生推進プランの38ページ上段に記載の図の変更となります。区民からの連絡相談の矢印について、前回協議会でご意見をいただいた点である、各主体への矢印も追加するとともに、世田谷区動物連絡員の担う役割、情報収集をわかりやすく表示する方向で変更いた

しました。

続きまして高齢者等による一時的な飼育困難への対応についてです。同じく共生推進プランの38ページ下段の赤字の部分をご覧くださいませでしょうか。

別の会議体で高齢者が安心して入院できるようにペット預かりに関する対応を検討すべきという意見がありました。事務局としてはペットの終生飼養が原則である旨普及啓発を行うこと、高齢者のペット飼育を重点課題として連携協議会で議論を行っていくことを追記いたしました。

他の自治体の情報等も含め、委員の方からご意見いただければと考えているところでございます。

資料1-1に戻りまして、3の内容及び4、今後のスケジュール予定は記載の通りとなります。報告は以上となります。

○柿沼委員長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様よりご質問とご意見をいただければと思います。今報告があった特に(3)のところの共生推進プランの変更点の中の、特に高齢者のペット飼育に関する点について、委員の方のご感想を伺いたいと思います。まずは外部委員の皆様からお願いしたいと思いますので、濱野委員、いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○濱野委員

そうですね、やはり高齢者のペット飼育問題の解決の難しさについてはすごく問題だと感じるのと、自分は家族に託すという回答が多くあるかと思うのですが、それ以外の方の、何かあったときに誰に自分のペットを託すかという問題。これは、解決しなきゃいけないけれど、いろいろな背景や環境によって変わってくるので難しい問題だと思います。

現況では、例えば信託でよいとする人もいれば、動物愛護相談センター、動物愛護団体等に、次の飼い主を探してもらうとか、いろいろやり方はあるかと思いますが、何か情報提供、例えば自分が何かあったときにはこの人に託すという時に、飼育費用なども付けて渡すとか、そういう信託の方法もあるとか。身近な人で飼育仲間さんとか、そういう方法もあるのかな。選べるようになればいいのかなと思いますが、なかなか解決することができないというのが、難しい問題ではないかと考えます。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございました。それでは、藤井委員、お願ひいたします。

○藤井委員

世田谷区獣医師会の藤井です。そうですね、僕も臨床をやっていると、突然管理できなくなっちゃってとか、それで飼い主さんの娘さんが、本当は引き取りたいのだけど、飼い主さんのお孫さんがアレルギーでどうしても開き引き取れないみたいな感じで、どうしようみたいなことはよくある話ではあるのですけれども。

その時に、受け入れ先としてここありますよ、というところを明言できない。僕も関わっていますので、何かちょっと第三者の人に、突っぱねてそこに送るとするのは忍びないなということで、結局僕が引き取ってしまっていることが多いのですが、それが現状だなと。今うちに16歳の高齢犬が、病院と自宅を行き来して、僕が飼っているような感じになるのですけど。

ただそこで、安心して引き取れる窓口みたいなものがあれば、本来はいいのだらうとは思いますが、なかなかそれをじゃあどうするのかという話になるとやっぱり、動物病院の飼い主さんとの縁みたいなもので、どうしても

託されざるを得ないというのは、あるかなとは思うのですけれども。

ただそれがあからと言って、高齢の方が、じゃあ飼っては駄目だよというのもちょっと違うような気がしますし、非常に難しいところかなと。

それに対して、受入窓口として、世田谷区としてはこういう方針でできるかもしれないという案とかがあれば、むしろその行政の方にご提案というか、何かお聞きしたいなど、今話を聞いていて感じました。以上です。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございました。では鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

鈴木でございます、よろしくお願ひいたします。

あらかじめいただいた資料をずっと読み通している中において、いろいろな目標等々の設定について取り組むべき事項等々に、最後に出てくる文章は、普及啓発に取り組めますとか区民にわかりやすい手法だとか、双方に負担が少ない段階で問題解決を進めて参りますとか、細かなところでもって最後にはそういう文言になってきているのですけれども。

さて、これは行政プランだからいいのか。これからもう少し実行計画という問題、目標に対する実施方法をどういうふうこれから検討していくのか。新たな啓発手法に取り組んでいきますとか、わかりやすい言葉を、あるいは現状実現のために必要な知識としてとか、いろいろな文言を使って表現しているのだけど。

これをどうやって具体的に実現に向けていくのか、それによってこれからあるべき協議会の考え方も変わってくるのかなということをおもうのですけれども。そういった部分について、具体性というのか、どういうふう今度プランから、行動計画、実施計画、その検討をしていけるような。何かもう少し踏み込んだ内容というのが必要になるのか、これはこれとしてこういう認識の中でやっていながら、だんだんと計画性についての議論をしていくという形で進めていくのか。そんなところを、私は全体を読みながらちょっと感じたところです。これが感想でございます。

○柿沼委員長

ありがとうございました。では次に、金木委員、お願ひいたします。

○金木委員

よろしくお願ひいたします。

これは後見人制度の意味だと思っておりますが、家族が引き取るとかですよね。これは飼う最初のときに後見人としての約束をするものだと思うのです。その時は犬も猫も多分若いと思うのです。これが15年ぐらい経って、飼い主さんが高齢になられて、犬猫も高齢になったときに、病気があったり認知症があったり、そういった動物を、最初にお約束した後見人の方がスムーズに引き取ることができるのかなという疑問を感じています。

動物愛護団体の中でもこういう問題って起こるのです。ですので、私どもの会では後見人制度は扱っていないのです。

それと、引き取るのがボランティア団体というのはまず無理だと思うのです。新しい犬猫を次々に引き取るということに使命感を持って活動しているので、そこで飼い主さんがいるのに飼えなくなった子を引き取るというのは多分どこの団体もかなりハードル高いと思うのです。

今、信託銀行ですとかいろいろな保険の会社等で、引き取り制度というものが非常に広がっています。ただそ

れには、ある程度の費用は課せられるので、支払わないといけないので、そこでも無料で簡単に引き取ってもらえるわけではないという。ある程度の覚悟や経済性が必要だと思うのですね。

もう一つですね、動物連絡員制度という立派な構想があって、この中にそういったことを組み入れるのかなというふうに思うのですよね。

そこまでキャパシティが、あるのだろうか。余力といえますか。そういったところで、ちょっと今すぐには何か難しくていい案というのが、出しにくいところです。

○柿沼委員長

はい、どうもありがとうございました。では田矢委員、よろしくお願いいたします。

○田矢委員

今日の午後、まさにちょうどケアマネさんたちの会議でこの高齢者からのペットの引き取り問題についての講義をしてきたのですけれども。私が提案したものがあって、それが、早め早めに引き取り先を書かせておくという簡単なメモです。ペット緊急連絡メモみたいな感じで、何か入院する時とか、何かあった時に代わりにお世話できる人は何名か書いておきましょうというものです。

これは例えばケアマネさんたちが介護サービスに行っているお宅の、独居の高齢者の方とか、生活保護を受けている60代以上の方であるとか、そういった危うい方というのはある程度、行政の方ケアマネの方が出入りすることで、大体わかる。ご病気であれば、のちのち入院されることもあるであろうという予測はつくはずなので、身寄りがない、預ける人もいない、でも、事前にそれがわかることが大事だと。

その情報を先にわかることが大事で、さっき先生から病院さんが引き取ったというお話があったのですが、実際、今年孤独死の現場で私が犬を引き取った事案があったのですけど、後でわかったのが獣医さんのところですごくかわいがっていたトリマーさんがいたということなのですね。その方に私が電話したら、犬を引き取りたいという話もあったのですよ。そういったことが先にわかっておけば、解決が早いですね。

何かあったとき、私が力になるわという人が一人でもわかっているならば、とてもスムーズに動物は引き取ってもらえる場所があるということなのですね。

併せて、もう一つ大事なのが、例えばこれも同じくあった事例なのですけど、ケアマネさんから引き取りたいという話があったのです。でも実際引き取ろうとしたら、いろいろな行政のセクションの決まり事の中で、その人が入れなくなってしまったというような状況が生まれてしまって、情報が伝わらない、共有ができない。一緒に行動ができない。ケアマネさんは非常に悩まれて何度も何度も保健所や私に電話をしてきました。これももったいない話です。

何かあったときに、共有するための横の連絡網ができるような体制が一つ必要で、そこには守秘義務であるとか個人情報漏えいであるとか、そういう部分で気を利かせなければいけない、塀を乗り越えていかなきゃいけないところもあり、併せて議論し合わなければいけない一つの対策だと思っています。その二つができていけば、早め早めに解決ができると私は思います。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。では最後に田島委員、よろしくお願いいたします。

○田島委員

はい、動物愛護相談センター田島です。よろしくお願いいたします。

今、委員の先生方からお話が出ておりましたが、当センターでも、やむを得ない事情で有料で動物を引き取ることもあるのですけれども、先ほど話にありましたとおり、高齢の方から引き取る動物は高齢のものが多くという事で、どうしてもセンターでも譲渡につなげるのがなかなか難しい。

先ほどお話ありました基礎疾患ですとか、いろいろな病気を抱えていますので、貰い手の方も若い猫とかに比べると、なかなか見つかりにくいという所もありますね。やはり、獣医師会の先生のお話にもありましたように、いわゆるかかりつけの動物病院さんですとか、今お話ございましたケアマネージャーさんですとかいろいろあるタッチポイントを活用して、なるべく早めに、今後のことを考えていただいて、今慈しんで飼っているペットをどうやって飼い続けてもらうかというのを、飼い主さんみずから、早め早めに考えていただいて、意思表示をしていくということが一番重要なこと。

東京都でも高齢者向けの啓発冊子を作っているのですけれども、有効な啓発方法といますか、作って置いておくだけでは駄目で、ではどうやって活用していけるかというところが、一つ大きな課題かなという認識をしております。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。

ここまで、それぞれのお立場からのご意見や経験談、どうもありがとうございました。やはり話し合いを重ねていく中でこういったものがよりわかりやすく、意見が出やすくなるというか、意見交換がしやすくなってきたかなというふうに感じた次第です。5回を重ねるというのはこういうことなのかなと思って、お話を伺っておりました。

また先ほどご意見がありましたけれども、次は本当に実行案、具体案というものを作っていくということにつなげていかないかなければいけないというふうに感じましたし、実際に経験談の中から、こういう可能性があるということもわかってきましたので、それを参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

では続いて、行政の委員の方から何かコメントをお願いいたします。濱田委員、お願いいたします。

○濱田委員

はい。保健福祉課の濱田ですが、今お話のありました、38ページの高齢者等への対応というところで、田矢委員等からもお話あったように、何か起きてからということではなく、早めに情報共有を図っておくことが、いざとなった時の対応に繋がるのだなということがわかりましたし、そういった意味で、その辺りの普及啓発ということが大事なのかなと。先ほど言われていましたように、預け先のスタッフの確保みたいなことをしておきましょうとか、そういう意識を持って飼い主さんたちが備えておくと。そういったようなことを啓発していくということがあるといいのかなというふうに思いました。

ただ、この38ページの絵の中で、この地域の関係者が、或いは情報を動物連絡員の方へ情報共有する中で、個人情報扱いについて。これも委員の方からありましたけれども、そのあたりの課題をどうクリアして共有していくのかというその仕組みをしっかりと考えていく必要があるのかなというところを課題として感じました。

まだまだいろいろと検討していかなければならない課題は多いのかなと思いますけれども、よろしく願いしたいと思います。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました、他にはいかがでしょうか。河野委員の方はいかがですか。

○河野委員

はい。一応、各総合支所地域振興課の方で寄せられる相談の課題としてはやはり、多頭飼育とえさやりというのがものすごく件数として多いのですけど。例えば前にもちょっとお話したかもしれませんが、若い方でもひきこもりで、家の中がペットの糞尿だらけで、多数のペットを飼っているとかそういう事例も結構あるんですね。一方で、近隣の方は、そういった方を見て大変心配なさっているので、そういった中で、先ほどの動物連絡員制度ですとかそういったことも、近隣の方への周知を行っていくことでより良いふうに向かうのではないかとか、そういうふうにとちょっと考え、申し上げました。以上です。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございました、他にはいかがでしょうか。有馬委員は大丈夫でしょうか。

○有馬委員

保健福祉政策部長有馬です、よろしくお願いたします。

まずは動物連絡員という制度、すごく面白い制度だなと思って見えています。私は地域包括ケアの担当になるので、情報は地域から管轄のまちづくりセンターにあげて本庁所管課にというような流れを持っていましたけれど、ここは身近な方々が、場合によっては本庁所管課に直接つなげるみたいな形なので、ちょっと地域包括ケアの基本的な流れとは違うのですが、逆に面白さを感じています。

課題は2点ほどあって、1点目は多頭飼育崩壊というような状況になった状態では、もうおそらく福祉的な要素がかなり強くなってきているので、ここは多分、私たちの仕事になりますけど、法令上の位置付けをきちんとして個人情報共有みたいなことを専門的に、重層的支援体制整備事業というもので作っていかなくちゃいけないのかなと思っています。そこはこちらも宿題として見ているところです。

もう一つは予防的な観点というところで見ると、この動物連絡員という方が、人数が限られている中で、どのぐらいの情報を得るのかなというのがちょっとある意味心配で。例えばこの方々の連絡先が世間に公表されるのかどうか、電話番号とか、そうするとそこに情報が数多く入ってしまった場合、この方々が本当に動けるのだろうかという心配があります。

実は私たちの方で複雑複合化の課題というものに対して、どのぐらい窓口に入るといのは調べている最中なのですが、実は社会福祉協議会に多頭飼育崩壊に関わる情報が100件近く入っているのだけど、これがどうもどこにも繋がっていないみたいな状況があり、多頭飼育崩壊だと思われる情報ですら繋がっていないのに、その予防段階のもの件数ってなると結構もっと多くなるのかなという心配があります。

令和5年度から開始ということなのですが、いい制度だと思うので、そこら辺、うまくこの方々の負担がかかりすぎないようなことも考えていかなくちゃいけないかなと思って見ておりました。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました、望月委員はいかがでしょうか。

○望月委員

はい。介護予防地域支援課の望月です。あんしんすこやかセンターを所管しております、やはり最近、お一人暮らしの高齢者の方が入院しますということで、ペットを飼っていたという方だったので、そうすると、本当にあんしんすこやかセンターに相談されて、どうしたらいいかその先の預け先を探すのが困難というか、ご家族、親族等に繋いでようやく引き取り手が見つかったという報告を受けたりもしております。そういったことが今後、多くならないよう、この連絡員制度がうまく循環することと、それから飼い始める段階から、また定期的に、そ

の方がどうしたいかというのを確認する制度という仕組みを作っていくことというのが大事なのかなというふうに思います。以上です。

○柿沼委員長

委員の皆様、どうもありがとうございました。次の報告事項に移りたいと思います。

○鈴木委員

ちょっとよろしいでしょうか。

9ページの数値目標を設定しているところの目標4、狂犬病予防接種の関係ですが、74%から接種率80%に上げるということですが、さて、80%は合理的な数字なのでしょうかと。令和3年の犬の登録が40,869頭ですか。その内、懸念は犬としての寿命があと何年続くのか、今度また新しい動物愛護管理法でマイクロチップを入れるということになってくると、さて13年まで9年間。6ポイントでいいのかどうなのかなというのがちょっと気になったところなのですが。

それでまた、これからどういうふうにその実数把握というものを、行動の中で、集計・統計的な部分で、どういうふうにとらえていきながらその数字を把握していくのか。

獣医さんの方ではなかなかその病気の状況によっては接種できない状況があるということはあるでしょうけど、しかしやらないわけにはいかないでしょうから、そういうものをどういふふうにとらえていきながら、時期がずれても、やるべきことはやらなきゃならないだろうから、それをどういふふうに数字の中に盛り込んでいくのかどうかですね。そういった実務的な部分というのは、せっかく80%を目指すのなら、80%がいいのかどうなのか達成ができるのかどうか。

もっと上げないと、本来は100%目指さなきゃならないといったところで、まだ現状よりプラス6ポイント。それでいいのかどうなのかというところがちょっと気になったところなのですが。

○佐藤課長

事務局から申し上げます。感染症ですね、狂犬病予防接種の接種率というところで、現状74%から80%、確かに接種率は100%の方がいいというのはございます。

ただその中でこちらにもう書いてありますように、どうしても打てない犬がいたり、或いは死亡届が出ていないというような犬がいたりするというのが1点、それから80%を超えれば、概ね、ほぼ全頭に行ったのではないかと、というような見解もございますので、実際のところは、狂犬病予防の観点からというところでございますのでそこで80%というところにしたところでございます。

その中で、上がれば上がるほどいいですし、どうやって周知していくかというところは課題になっておりまして、今は登録している犬の登録先に狂犬病予防接種のお知らせをすべて郵便で送っているというところ、合わせてまちづくりセンターですとかにポスターを貼ったり、獣医師会さんにご協力いただいて病院の方に貼ったりするとか、そういうところでやっているというところですよ。

今ちょうど抽出して分析したところだと、接種していない人がちょっと大きな年齢的な偏りですとか、地域的な偏りが見られなかったの、逆に平たくどのように、接種率を上げていくかというところを、効果的な方法をとるよというところ、それは保健所に限らず様々なところで力を合わせてやっていきたいと考えているところでございます。以上です。

○鈴木委員

80パーセント以上いけば、目的が達成できるというということですか。そういうふうな解釈ということで。

○佐藤課長

高ければ高いほどいいのですが、まずとりあえずの目標数字ということで80%ですね。

国によっては定期的な義務化をなくして、一時的に狂犬病がなくなったため義務化をなくして接種率が落ちたら、また狂犬病が発生して、今度はなかなか戻らなかったというような国もあると聞いておりますので、現状を維持しつつ、80%を目標にやっていきたいと考えているところでございます。

○鈴木委員

海外は、日本の状況とは生育環境だとか或いは生活環境も違ってきますから、そういう部分ではそれほど懸念するような要素というのは、少ないのかなとは思うのですが。数値目標としての位置付けという中の合理性とといった部分についてちょっとお尋ねしたかっただけです。ありがとうございます。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。

では次の報告事項に移りたいと思いますのでよろしく願いいたします。次第3の飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用の助成の追加についてということで事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤課長

それでは佐藤の方から、ご報告させていただきます。

資料2-1、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成の追加の案についてご説明いたします。黄緑色の資料をご覧くださいませでしょうか。細かいことを書いてあるのか資料2-2ですね。カラー印刷になっている横長のものになります。

まず資料2-1の趣旨をご覧ください。第4回の連携協議会において委員から、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成について、助成金があっても費用面の負担が大きい旨の意見がございました。また同様のご意見が保健所に多数寄せられております。それを受けて、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費用助成について、その猫が保護猫として譲渡される場合の新たな不妊去勢手術費用助成を来年度より、追加で案として考えているところでございますのでご報告いたします。

資料2-2、飼い主のいない猫の不妊去勢比率費用助成制度概要をご覧ください。

1ページ目が、現行制度の飼い主のいない猫の助成についてのフローとなります。2ページ目が今申し上げた追加の譲渡する保護猫に関する資料フローとなります。

現行制度は地域猫の不妊去勢手術を対象としており、手術活動を行う地域への説明をお願いしているところでございます。新たに付け加える制度では保護猫の譲渡予定の方を記載してもらうような形で考えているところになります。

3ページ目が制度の比較となります。こちら、左側が現行制度、右側が譲渡する方の制度ということになります。続きまして4ページが今後の展開についてです。

今後、さらなる助成制度の検討とともに寄附金制度の方も導入について検討を行っております。寄附金の集まり具合を精査して、その寄附金を有効に活用するにはどうすればいいかというのをこれから連携協議会とご相談しながら決めていければと考えているところでございます。私からは以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。今ご説明をいただいた、飼い主のいない猫の追加的制度に関して皆様のご意見を伺いたいと思いますが、新たに追加された部分についての委員の皆様の意見をいただきたいと思いますので、濱野委員、よろしくお願いいたします。

○濱野委員

寄附金は、地域から集めるということでもいいのですか？

○佐藤課長

はい。寄附金につきましては、飼い主のいない猫に限らず寄附金を集めまして、地域の寄附金を集めるということで区民の方から寄附をいただくので、地域の環境がよくなるような事業に活かしていきたいと。その中には当然飼い主のいない猫に対する助成も入りますし、またそれ以外の、地域全体を良くしていく環境で動物の環境を良くしていく活動というのに寄附金を充てていくような方向で検討しているところでございます。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございます。次は藤井委員、よろしくお願いいたします。

○藤井委員

はい。助成金が上がるというのはいいことという、喜ばしいことかなと、素晴らしいことかなと思いますが、これはちょっと確認なのですが、もうほぼ地域猫で、平たく言うと野良猫を捕獲して、その延長線上でも飼い主さんに引き渡すことを約束された猫に対して3万円の助成が出るということでもいいのでしょうか。

○佐藤課長

来年度予算なので、まだ確定していない案の段階ですけど、その方向で検討しているというところでございます。委員のおっしゃる通りです。

○藤井委員

今までのいわゆる地域猫というイメージになると、捕獲はして、不妊去勢手術して、また地域に放して、地域猫としてみんなでかわいがっていくというような猫に関しては、それは対象適用できない、しないと。

○佐藤課長

はい、現状、譲渡する猫というところで考えています。

先ほど申し上げた寄附金、来年度中には寄附金制度を入れていきたいと考えているところで、その寄附金の例えば集まり具合ですとか、その中で、寄附金の制度それから助成制度、地域をどのように良くしていくかというようなところを総体的に考えて、その中で協議会と相談しながら進めていければと考えているところでございます。

○藤井委員

寄附金というのは、常に世田谷区で募っている窓口があるということでしょうか。

○佐藤課長

区の政策で、例えば様々な施策で子どもに関することですとか、あるいは総合運動場のスタンドを作るですとかといった形で寄附金募集は行っているところです。その中で現在考えているのは、動物に関する事で寄附金を集めるのはどうかと考えているところでございます。

○向山委員

保健所長からよろしいですか。東京23区だと何区か行っておりまして。

○佐藤課長

5区です。

○向山委員

私は当時中野区で勤務していたのですが、中野区は動物愛護目的ということで寄附金制度をやっていて、区民の中には動物愛護目的で使ってくださいという寄附者もいらっしゃるのですよね。ただやっぱり、それが愛護全体となると非常に幅広くなるので、例えば飼い主のいない猫のところとか、或いは先ほどのような終生飼養に関わる普及啓発であるとか、ある程度メニューを出して行って、これならば、というようなそういう寄附を募ること自体も大きな啓発、共生社会のための活動というふうにとれますので、そういった形で、できるだけ寄附金の使途が思い浮かぶようなメニュー出しができればというような思いは持っております。

議会の方からもぜひ、というようなご意見もありますので、この会ではその目的等詰めさせていっていただいて、できるだけ早い段階から導入をしたいと。

○藤井委員

寄附を集めるあれこれについては、いいのか悪いのか、ふと思いついたのですが、ふるさと納税みたいなもので。例えば猫の助成に関して、世田谷区内のそういう助成に適用させていただきます、みたいなことは、可能性としてはなくはないのですか。

○向山委員

動物と共生できるまちづくりについて、こんな活動をしていますというようなアピール性があれば、そうですね、可能性としてはあると思います。

○佐藤課長

ふるさと納税で活用ということを考えているところです。

○藤井委員

そうなのですね。ありがとうございます。

○柿沼委員長

では続きまして、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

これは猫の譲渡にかかった費用をそれぞれ3万円、1万円で助成するという意味ですか。かかる費用は、例えば獣医さんに払うお金が3万円だったとしたら、十分100%賄えるというような。単純に助成費用が上がっておりますけれども。

○佐藤課長

東京都の補助制度がございまして、それが区の助成額の10分の10、費用の全額が入るという形になります。あとはそうですね、例えばその、10分の10の補助金がいつまで続くかということもありますので、そこも踏まえて活用しつつも、今後どうしていくか、継続的にできるようにということで、寄附金の活用も含めて考えているところです。

○鈴木委員

そうしますと、現況で追加的的制度として、譲渡する保護猫については、相手が決まっていれば、手術については3万円1万円を、これを上限としてというか、実費に近い数字として、区の方が支給するというふう理解して

よろしいのですか。

○佐藤課長

その方向で考えております。

○向山委員

東京都の医療包括補助制度というのは、市町村が実施をする事業に対してのものなのですが、二つあって、既存事業で継続していくべき事業への補助と、東京都の政策誘導としての補助があります。

今回の補助金は、東京都の政策誘導に該当するものとなりますが、今後の進展等によって、持続がどれぐらいかということも変わってきますので、そこも含めた財源とか、そういったところは先ほど寄附の話もしましたが、ここも視野に入れながら検討したいと思っております。

○鈴木委員

だからそれは東京都の補助事業としてですよ。全額支給されるとしても個別ケースによる、各自治体によって額はその100%の数字というのは、どういうふうにとらえるのか、よくわからないけれども、それは単なる一部の資金ということになってしまうのでしょうか。全額と言っても全部、全事業に関しては使えないわけでしょうか。政策的な目的によるのだらうと思えますけども、当然紐付きでしょうね。そのために使うお金という3万円1万円という数字で、獣医師会さんの方もそういったことで費を賄えると、そういう意味合いで理解してもよろしいわけでしょうか。

○藤井委員

3万円が不妊手術の値段の妥当なのかって話になると、病院によっていろいろあるので。ただそういう、例えば逆に考えると3万円を受けてくれるというような意味合いと理解した獣医師が、おそらくそこに合わせて、やりやすというふうに入れ入れてくれる病院は、複数あるとは思いますが。

○鈴木委員

誰かに引き取ってもらうという政策は、もうそういう方法論は絶対あるとして、難しいかもしれないけれどもいい形だとは思いますが。ただ、いろいろな犬猫の年齢もあるでしょうしね。どこまでそれが機能していくのかということについては私たちにはよくわかりませんが、そういう目的ができたため、そういう手段ができたから何とか地域猫を、飼い主のある猫にしていこう、終生飼育してもらいましょうという考え方の中で、こういう制度が生きていくといいなとは思っています。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。では金木委員、よろしく願いいたします。

○金木委員

はい、東京都からの助成金ですとか、ふるさと納税ですかね。寄附だけに頼るといのが、どこまで頼れるかなという不安はあります。それで、3万円というのは確かに1万円から比べたら大分増額されているとは思いますが、不妊手術よりも、田矢委員の方から後でお話あるかもしれませんが、けがとか病気に対する獣医療費の方がはるかにこの何倍もかかることが多いのですよね。

なので、不妊去勢手術だけではなくて、何かそちらの方とも、うまくバランスを取っていただきたいなというふうに思います。

○柿沼委員長

ご意見ありがとうございました。では次、田矢委員よろしく願いいたします。

○田矢委員

まず飼い主のいない猫の手術費用で、保護をするなら助成金をあげますという話になっているので。

実際に現場に出ている人間から言わせていただくとこれは非常に非現実的で、なぜかというと、捕まえてみて分かることというのがほとんどで、「この子を保護したら里親さんが見つかるかもしれないね、保護しよう」となっても、その時はすでに手術が終わっている段階で、なので事前に申請するという形がなかなか難しくなる。

また逆に、保護して里親さんを見つけようと思ったら3日も4日も暴れ放題で、「これはもう仕方ないから外へ放して、地域猫としてみんなで見よう」みたいな話にもなるわけです。

なので、事前に助成金を申請することが非常に難しいということがまず一つ。それから私たちからすると、3万円だろうが1万円だろうが支払う金額は一緒という。

なので、保護する猫に対して、外で野良猫の保護活動をする方に対して助成をいただくというのはすごくありがたいことなのですが、これを避妊去勢手術に特化したものにしてしまうと、結局はもらっても、もらえなくても申請してしまおうという感じになってしまう可能性があるのです。

要は、この条件をどうやって満たした人がこの助成金をもらえるかというところの、条件作りが非常に難しくなる制度です。私たちからすると、だから、1万より3万で、保護するって体裁にして申請してしまおうと。

で、逃げてしまったということにでもしてしまえば良いかみたいな人も出てくる可能性は山ほどあると思います。

地域猫を保護するなら、避妊去勢手術を高く助成しますよということではなくて、一昨年、オリンピックの事業として、オリンピックボランティア緊急保護制度みたいな形で、東京都が保護猫の助成金制度を打ち出しました。これが非常に助かったのですね。オリンピック競技のある場所から1キロ圏内だかにいる野良猫を保護するのだったら助成を出しますよという制度だった。その条件が、私と獣医さん、このタグで申し込むこと。

なので、獣医師からもこの猫を保護していますよというちゃんとした証明が出るので、いちいち猫のその特徴を記したり、耳の特徴や模様の特徴に全部丸をつけたり、申請は結構大変だったけれども、金額的に相当な助成をさせていただいたので、丸々助かりました。

あわせて言うと、さっき高齢者の話があったのですが、高齢者のところで、外で生まれちゃった猫がちょうど馬事公苑の横だったというのもあって、保護をどんどん進められて6匹からほぼ保護できたのですね。

こういう制度を作るのであれば、避妊去勢制度に特化せずに、野良猫の保護という形での助成であれば、非常に使いやすいと思います。もし避妊去勢で特化して3万、1万出すとするのだったら、条件付けや審査が非常に大変だし、多分わからないし、私たちはもし使うなら、こっちの方が得だから保護する名目でこっちを申し込んだ方がいいよ、みたいな話になりかねないと思います。

○柿沼委員長

ご意見ありがとうございました。参考にさせていただきます。では田島委員、よろしく願いいたします。

○田島委員

今、田矢委員からも非常に生々しいご意見が出たところですが、私もこのフローを拝見しておりまして、センターでもいわゆる負傷猫ということで、生きているものは収容・治療するのですけれども、シャーシャーとうなる人馴れしていない猫が多いので、ここのフローで言いますと、⑩で譲渡という形にはなっているのですけれども、人馴れしていない猫がちゃんと譲渡されるのかということですね。要するに、地域で飼っている分には人馴れし

ていなくても構わないのですけれども、誰かに譲渡するとなれば、人に馴れていなくてははいけないので、馴れていない猫だった場合、馴れさせるまで誰がどこでどう、どういうふうにかをっていくのかということも含めて、もう一つ大きな課題があるのかなというところでは。

あと東京都包括補助の10分の10という話もあったのですが、これも時限といいますか、先駆的事業という形になっている時限の補助制度でもございますので、先ほど寄附金、ふるさと納税も活用されるって話もございましたが、広い意味で財政的裏付けですよね、経常的に行っていく場合には、そういう財政的裏付けがしっかりできていないと、なかなか大変なのかなという印象を受けているところでは。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。

それでは行政の方からも、この追加的的制度についてのコメントをいただければと思います。コメントのある方は挙手をお願いいたします。

○向山委員

先ほど、不妊去勢手術よりは医療費の方が使い勝手がいいというお話もありましたが、やはり行政として、この事業に取り組むには、やっぱり猫を飼っていらっしやらない方や、そういったものを批判的というか、少し引いて見ていらっしやる方も納得するような形での経費投入になるので、そういった点において、今の段階では、獣医療費等についてなど、そのあたりはなかなかコンセンサスを行っていくこと自体が難しいのかなと。

まずは飼い主のいない猫を増やさない、ということがまず、街にとって、猫を飼っている人や飼っていない人にとっても大事なことで、ご自身の幸せや健康の保持にもつながるというような意味で、政策誘導していますので、そこはちょっと一つ線があるのかなと思います。

ただ、先ほど審査の点とか使い勝手とか、この先の手続きをどういうふうにしていったらいいのかというのは、せっかく助成制度があるところなので、有効に使えるに越したことはないのですけれども、かえってそこが足かせになるということがあっては望ましくないで、また部会なりで具体的にご相談をさせていただきたいと感じております。

○松本副所長

先ほどの金木委員のお話のところ、1点確認なのですが、獣医療費の話で、今保健所長もお話しましたが、理解としては、例えば、次、地域猫とかを捕獲したときに、不妊とか去勢だけではなくて、獣医療も必要になってくるということをおっしゃっているということではよろしいですか。

○金木委員

譲渡にあたっては、一番いい状態でお渡しをするということをしておりますので、例えば犬なんかで、両足の靭帯が断裂している場合は、入院費だけでも高額になるのですけれども、手術費もそうですが、そのあとまたずっと、リハビリも含めて、2ヶ月くらいしているわけなのですね。

なので、本当の希望としては、不妊去勢手術限定ではない方がいいなというふうに簡単に思ってしまったの意見だったのですね。事情を伺って、確かに言われてみたらそうだなと思います。有難うございました。

○佐藤課長

いただいたご意見について、先に手術をして、例えば還付のような形で後から申請して助成できるかですとか、あとは審査の仕方、それからどこまで、例えば手術だけに限らずどこまで助成できるかですとか、東京都や先行

している他の自治体を参考にしながら、部会等を通じてご意見をいただき、使い勝手の良い制度にしていきたいと考えます。

○田矢委員

4月まで、春までに生まれた猫たちの保護をするのが、だいたい7月ぐらいから半年間、そうすると生後4ヶ月ぐらいの猫たちの保護を私たちは多く行うのですが、去年あたりから20頭ぐらいはもう平気であります。その時に、4ヶ月ぐらいの時ですから手術ありきではないのですが、保護した後に手術をしていく形とかもとっていくので、そこから先、手術・保護した後にでもそういう申請ができるとか、いろいろそういった課題というのはあると思います。さらに言うと、最大3万円となっていますが、私たちが使う病院の手術費用はもっと少なく、結局3万円もらうようなことというのはないと思われま。そういった部分もあるので、保護をする猫に対しての特典という形を、何かもうちょっと工夫できたらありがたいなという気持ちがあります。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。今いただいたご意見をもとに、この追加的的制度についてはブラッシュアップをしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

では次の協議事項に移りたいと思います。次第4、世田谷区動物連絡員制度の愛称について事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤課長

世田谷区動物連絡員制度の愛称についてご説明いたします。水色の資料をご覧くださいませでしょうか。資料3になります。

1、主旨ですが、前回協議会や他の会議におきましても現在仮称で使用している動物連絡員という名称について、区民から親しみを持ってもらえて、その担う役割をわかりやすく表した愛称を検討してはどうかという意見をいただき、それを踏まえて事務局で案を作成いたしました。

案につきましては、2から下ですね、五つございます。

いずれも区民から親しみを持ってもらい、かつ、連絡員の担う役割をわかりやすく表すということを主眼として作成いたしました。

動物という単語は念頭に置いている動物が、犬と猫ですので、わんにゃんという形にさせていただきました。各班の違う連絡員を担う役割の表現の違いということになります。

まず一つ目が、わんにゃん情報サポーター。二つ目がわんにゃん連絡サポーター。三つ目がわんにゃん連絡員。

四つ目が、世田谷わんにゃんコネクター。コネクターというのは、コネクトが繋がるという意味です。五つ目が、世田谷わんにゃんリンクス。これはリンクというのが連結という意味になりますので、そちらの複数形ということでリンクスとしております。

ご検討いただきまして、来年度の募集の開始の際に活用できればと考えております。説明は以上となります。

○柿沼委員長

ありがとうございました。今ご説明いただいたリストの中からそれぞれ委員の皆様に、どの案が良いかをお答えいただければと思います。

なるべくここで決まったものを今後使っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。投票のよう

な形をイメージしていただければよろしいですかね。濱野委員、よろしくお願いいたします。

○濱野委員

区民の方の耳に残るのがいいと思うので、4番で。

伴侶動物という言葉が今いち浸透しなかったので、コンパニオンアニマルのような、英語のほうがよいと思います。

○柿沼委員長

はい。ありがとうございます。それでは藤井委員よろしくお願いいたします。

○藤井委員

僕は2でいいかな、2が一番わかりやすいかなと思います。これ、全部わんにゃんは必須なのですか。

○佐藤課長

必須ではございませんので、ご意見があればぜひ。最初は動物という言葉を使おうと考えて、これはちょっと固いなと。それで犬猫にしてみたのですが、漢字で犬猫って書くとやっぱりちょっと固いし、優しくないとかか親しみにくいかなというところで、わんにゃんというのがいいというところで事務局の方は考えました。

○藤井委員

最近の動物病院の名前のトレンドとして、動物病院の動物をひらがなにするとちょっと優しい感じが出るというのがあって。だからその犬猫というのも、ひらがなで「いぬねこ」とかにした方が、優しさが出ていいのではないかと。わんにゃんはちょっとね、おじさんとかが「わんにゃん連絡サポーターです」と言うのはちょっと恥ずかしいかなというのはあるので。でもこの中でということだったら、連絡員というところから考えると、連絡サポーターが一番いいかなと僕は思いました。

○柿沼委員長

はい。ありがとうございます。鈴木委員はいかがでしょう。

○鈴木委員

ボランティアの方々が、区の方に情報を回して、アドバイスを受ける前段階で主体的に活動できるような、地域の情報を一方的に行政の方へ流すのだから、行政から指示をいただいて伝えるというものではなくて、やはり地域の中に存在する、ボランティアとしての存在意義、やりがいといったようなものを名前の中に表していくのがよいのではないかと思います。

これでいくと、38ページの、連絡、相談、アドバイスと言った矢印がついていますけれども、そういったアドバイスもやる、できるのだというような名称が良いなというふうにはちょっと思っているのですが。

情報サポーターがいいのか、連絡サポーターがいいのか、私もちょうどどちらがいいかというようなものはないのですね。それは連絡情報といった部分のサポーターであって、自分が主体的になって何ができるのか、何をするのが私たちの仕事なのかといったことを、地域住民の方々にわかりやすいような表現の仕方というのは何かないだろうかというのは僕の考えでございます。

○柿沼委員長

ありがとうございます。では、どれにも入れずという形でよろしいでしょうか。

○鈴木委員

はい。

○柿沼委員長

はい、ありがとうございます。では、金木委員よろしく願いいたします。

○金木委員

2番でお願いします。

○柿沼委員長

ありがとうございます。それでは田矢委員、よろしく願いいたします。

○田矢委員

すみません、私もわんにゃんがあんまりちよつと思ひまして。案を見て思ったのは、略せるものがないなって思ったのですね。それで4番、世田谷わんにゃんコネクターとかだったら、例えば世田谷アニマルコネクターとかにしてしまえば、「アニコネの人」とかいう話にどンドンなっていく。

こういう変化して久しい中で、略して言われるような立場の人になるといいかなと。あと犬猫を指す「わんにゃん」以外にも動物はいると言われる可能性があるのではないかなと。例えばハムスターだとかウサギとか。なので、アニマルでどうかとちよつと思ひました。だから4番で、少し変えてアニマルコネクターで。

○柿沼委員長

はい、ありがとうございます。それでは、田島委員はいかがでしょう。

○田島委員

はい。私も今、田矢委員からお話ありましたように、アニマルコネクターにさせていただけるのであれば、4番がいいかなと思ひます。

○柿沼委員長

では、河野委員、よろしく願いいたします。

○河野委員

はい。私も4番でして欲しいかな。

○柿沼委員長

この場合の4番はわんにゃんコネクターになりますでしょうか、アニマルコネクターになりますでしょうか。

○河野委員

アニマルコネクターでよろしく願いいたします。

○柿沼委員長

ありがとうございます。では、濱田委員。

○濱田委員

はい。私もこの中であれば、4番、わんにゃんよりもやっぱり、動物とかで始まる名称が良いのではないかと思ひます。ちなみにもう来年、早々に募集するのですよね。

○佐藤課長

そうですね、4月以降ですね。

○濱田委員

区民から何か案を募集とかはされるのでしょうか。募集する余裕があれば、そういう広報も含めて、できるとよかつたのかなとは思ひますけれども、時間的な兼ね合いもありますので。私は4番目でお願ひいたします。

○柿沼委員長

ありがとうございます。有馬委員、よろしく願いいたします。

○有馬委員

はい。私はこういうのが苦手で、大体人に任せてしまうのですが。決まるのだったら全然決まっていいいのですけど、あえてちょっと自分の意見を言わせてもらおうと、もしこの募集をする時に、これが決まっていなくても募集ができるのだとするならば、選ばれた人たちが自分たちで活動するための名前を考えて決めた方が、その活動しやすいかなと思うので、あえて仮称で募集をし、選ばれた人間の方々で、今みたいな意見の中から、私たちはこれがいいね、みたいな決め方をする方がちょっといいかなと思いました。以上です。

○柿沼委員長

はい。ありがとうございました。望月委員、お願いします。

○望月委員

様々な委員の皆様のご意見聞くと、もっともだなって皆さんの意見に納得するところもあるのですが、私個人としては、2の、わんにゃん連絡サポーターのわんにゃんをアニマルに変えて、アニマル連絡サポーターがいいかなと思いました。というのは、連絡サポーターと言うと何をするのかという役割がわかるというような感じがいたします。というわけで2番を選びました。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。それでは、向山委員、よろしく願いいたします。

○向山委員

実は、共生推進プランを区役所内部に説明していく中で、区の中の話なのですが、やっぱり区別のつきやすい、ちょっと名称がこの動物連絡員では固過ぎるというような話がありました。今いろいろなマネージャーとか何とかサポーターというのがものすごく多くて、ちょっと混乱しているところでわかりにくいので、そういう点では先ほど濱野委員から伴侶動物という言葉がなじまなかったという話もありましたが、コンパニオンアニマルというような意味で、アニマルという言葉を使わせていただいて、望月課長と同じように、2の連絡サポート、何をやるのかがわかりやすい方がいいのかと思います。ただ有馬次長の話も確かで、仮称で募集をして、その1期生の方に愛称を選んでもらい、事業の開始時に打って出ていくということはとてもいいことであると思っていますので、暫定としてアニマル連絡サポーターというのがよいかと思います。

○柿沼委員長

はい。ありがとうございます。はい、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員

先ほど、特定の名称についての賛否は保留をしましたけれども、コネクターという表現自体はどれだけ理解されるのかなと。向山委員が言われたみたいに、サポーター的な部分でサポートしていくというような名称のほうが素直に受けとめていけるのかなと思いました。コネクターというと、私たち住民からして、道具のコネクターですから、何かあったら言ってくださいよという印象がある。サポーターだと逆に質問が来るのではないかと。援助してくれ、支援してくれるのなら相談に乗ってくれというような感じで、そういったイメージが湧くのではないかなというふうに思うのですよ。どれがいいとは言いませんが、ただサポーターとコネクターという比較をすると、コネク

ターはちょっと理解しにくくて。逆に説明しなくてはならなくなってしまうのではないかなど。いかにわかりやすいように説明しながら理解してもらえるか、ということを一っ感じましたということだけお伝えしておきます。

○柿沼委員長

はい。どうもありがとうございました。

先ほど濱野委員もおっしゃいましたけれども、実は伴侶動物という言葉がなかなか定着しなかったということがあるのですよね。確かにコンパニオンアニマルの方がペットよりは親しみがあるという。

趣旨というか、コンパニオンであるという趣旨ではあったにもかかわらずなかなか根付かなかったということもありますので、もう一度ちょっと事務局の中で、今いただいたご意見を参考にして、名称については考えさせていただきたいと思います。有馬委員の出された考え方も含めて、そして田矢委員が言われたように、略しやすいものも含めて、そのアニマルコネクターというご発案の中には「アニコネ」というような、こういった短い言葉で説明ができるという話もありましたし、サポーターということもあるので、今いただいた意見を踏まえてもう一度、藤井委員がおっしゃったように、わんにゃんはなかなか言いにくいかもしれないということも含めて、ちょっと考えていきたいと思いますので、貴重なご意見どうもありがとうございました。ではそのようにして、事務局の方でもう一度考えるということによりしくお願いいたします。

では次の協議事項に移りたいと思います。次第4、(2)令和5年度人と動物の共生推進のための連絡協議会について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤課長

それでは資料4、令和5年度人と動物との共生推進のための連絡協議会についてご説明いたします。オレンジ色の資料をご覧ください。

1主旨です。令和3年の12月に協議会の1回目を行い、共生推進プランの改定をはじめとする人と動物との調和のとれた共生推進について、各委員の方から知見に基づき議論を行い、今後の方向性を協議するというところで、それを目的として開催させていただきました。今回で5回目となります。

人と動物との共生に関する課題にについて、事前のご説明では5回程度協議会を開いて、プランの関係を話したりですとか、あとは人と動物との福祉の関係の仕組みづくりをやっていききたいというところで申し上げたところではございますが、人と動物との共生に関する課題は引き続き、今後様々発生し続けることが想定されること、また令和5年度以降もプランの実施状況の進捗管理の必要性もあることから、年間の実施回数を減らしつつも継続していきたいと事務局の方では考えているところでございます。

今後の協議会における取組み事項についてですが、資料に記載の4点を考えております。

それから設置要綱についてのご報告にもなります。こちら当協議会について定められている要綱については、最初にお配りしたかと思いますが、今回改正として組織、任期、小委員会について規定を新たに設けさせていただければと考えております。

まず組織について、今まで定めがありませんでしたので、委員の人数について15名以内といたしました。

次に任期について、令和5年4月からの2年間とさせていただき、退任の場合、途中退任の場合は、前任者の残任期間といたします。

小委員会については、こちら昨年、二つの分会を設けて議論を行っていただきましたが、設置要綱に特段の規定がありませんでしたので設けさせていただきます。

また、今後2年やるというところになりましたら、来年度の予定としては、1回目は6月というようなことで考えているところですが、いかがでしょうか。ご議論いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○柿沼委員長

それでは委員の皆様からご意見を伺えればと思います。来年度の連絡協議会について、外部委員の皆様から順次お願いできればと思います。濱野委員お願いいたします。

○濱野委員

相違ございません。

○柿沼委員長

それでは藤井委員、よろしくお願いいたします。

○藤井委員

相違ありません。

○柿沼委員長

ありがとうございます。鈴木委員よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

その小委員会というのは、どういう位置付けになるのでしょうか。委員長のご判断でいろいろな個別事項について、特に協議会に対する諮問という立ち位置になるのか。

この上に保健審議会がありますよね。その下に協議会がある。この小委員会は協議会に対して、いろいろと、取りまとめた事項について審議をしてもらうための委員会と、それで特定の議題を定めて、委員長から諮問をする小委員会の形式になると。これは具体的にまた話し合いの中で協議していかなければいけないことかと思えますけど、ちょっと気が付いたところは、以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございます。では金木委員、よろしくお願いいたします。

○金木委員

相違ございません。

○柿沼委員長

ありがとうございます。田矢委員、よろしくお願いいたします。

○田矢委員

はい。大丈夫です。

○柿沼委員長

田島委員、よろしくお願いいたします。

○田島委員

一つ確認なのですが、事前に送付された資料だと新旧対照表があったかと思うのですが、要は小委員会もそうなのですが、委員以外の者を指名する場合に誰が指名するのかというと、改正案では小委員会につきまして、委員以外の者を指名するという文言自体が入っていないので、そこも補完的に加えることと、あとは改正前の第4条では、「協議会は、必要があると認めるときは、前条第1項に規定する者以外の者」となっているのですが、改正後の第5条第3項で言うと、委員長なのか、協議会なのか、誰がそれを発議するのかというところ

も、小委員会を含めてもう少し綿密に決めていただければよろしいかなと思っております。以上です。

○柿沼委員長

はい。ご意見ありがとうございます。

では、行政の方から何かコメントがございましたら挙手でお願いいたします。有馬委員、よろしくお願いします。

○有馬委員

ちょっとご相談というか、先ほどの話の中で仮称連絡員の方々がいて、この方が協議会に入った方がいいのか。それとも協議会ではなくて、別の場で意見をもらった方がいいのか、制度がせっかく作られるので、やっぱりその方の参画というのは必要かなと思ったので、意見させていただきました。

○柿沼委員長

どうもありがとうございます。他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、今いただいた意見を参考に、来年の協議会の実施をよろしくお願いいたします。

○鈴木委員

有馬委員が言われたその連絡員をどういう位置付けの中でこの協議会の中にメンバーに入れていくかといった話、これ大事な話だと思うのですね。ただ目標は76人ですから、76人の仮称連絡員を制度の中でどういうふうな形で組織立てをしていながら、どういうふうな活動等、行政の目的をどういうふうに伝えながら、初期の目的を達成するように活動できるようにしていくためには、やはりその中には研修も当然必要だろうし、会議も必要であろうし、その中からどういう人たちがこのメンバーで入ってくるのかといったことについても、メンバーの15人以内の中に入れるのか、それとも17名、20名にしてその人たちを入れるのか、入れる場合はどういう方を推薦するのか、誰が推薦するのか。連絡員の団体自体をこれから作っていくのかどうか。組織として、連絡員連絡協議会じゃないけれども、そういうものを作って会長や副会長さん等々も入れて、委員さんがどういうふうを活用するか、或いは活動目標だとか、そういうのも実際には作らなければならないでしょうね。そういう中で、こういう協議会、小委員会の方に派遣するにあたっての、手続き的なこと、それはきちっと規定を作るということは、規定をちゃんと作って行ってその規定に従って、議事を進められ、事業をやっていくという本来のことはやっぱり規定していかなければならない。だからそこはちゃんとした形で、規約を作っていたいただきたいなという思いです。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。では今いただいた意見を参考に、来年度、よろしくお願いいたします。

では次第3に、その他ですけれども、事務局からございますでしょうか。

○佐藤課長

先ほどの協議会につきましては、委員からいただいたお話の可能性も含めて協議して参ります。

それでは、その他ということで、資料5の咬傷事故件数についてをご覧ください。白い紙ですね。

令和4年度に区内で発生した咬傷事故件数、犬が人を咬んだという事故になります。こちらの届け出件数が第3四半期ですすでに31件となっており、直近5年度と比較して多くなっております。

令和4年度の咬傷事故を起こした飼い主の年代は、40年代が最も多く、次いで50歳代。50、40歳代が最も多く、次いで30歳代となっております。

それから3、令和4年度の発生状況については、記載のとおりとなります。屋外で散歩等の際に咬傷事故が発

生しているケースが多く、犬種につきましては柴犬が最も多く、犬の年齢は若い犬が多いというような傾向になっております。こちらが情報提供でございました。

裏面の方になりますが、こちらが状況及び対応案についてでございます。

状況については先ほど説明したとおりになります。対応案としましては、飼い主及び区民に対して、それぞれに対して啓発を行うことがまずは重要であると考えております。まず飼い主についてですが、事故は屋外で散歩時に発生している傾向がございますので、3ページの注意点、例えば人ごみにいる場合は、状況に応じて、犬の大きさにもよりますが犬を抱っこする等の啓発を行って参ります。

また被害に遭った区民は犬に触れようとしたですとか、なでていた際に事故が発生している傾向がありますので、犬の嫌がることをしない、或いは飼い主に声をかけるですとか、注意喚起を行って参ります。

さらに現在咬傷事故防止に関するチラシ等がございませんので、作成を検討イベント等で普及啓発を行っていきたいと考えております。また、現在開催している犬のしつけ方教室の内容の充実や、オンラインによるアクセスしやすい情報提供などの対応を行って参ります。以上となります。

○柿沼委員長

今年度の咬傷事故の分析というふうになっております。ありがとうございます。

では次第5の閉会に移りたいと思います。本日は長時間にわたりありがとうございました。

協議会としては回を重ねまして今日は5回目となり、皆様の意見がより充実したというか、組み合わせさってきて一つの目標に向かっていくという意識に少しはなれたのかなというふうな感じも伺いました。1年とちょっとですけれども、長い間ありがとうございました。お忙しい中、夜間のお時間をいただきましたこと、感謝しております。残念ながらマスクを外して皆様とお会いすることはできませんでしたが、もう少しすると、マスクなしになるのかもしれないですが、長いこの1年とちょっとマスクをしながら、皆様と一生懸命話し合いをしたというのは、私にとっても貴重な経験になりました。どうもありがとうございました。

では本日の協議会はこれでおしまいとさせていただきます。寒いですし、明日からはさらに冷え込むということですので、お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。